

## 総 括 的 意 見

大野城市では、平成 22 年 3 月に「大野城市人権教育・啓発基本指針」を、その翌年 5 月に「同指針に基づく実施計画」を策定し、様々な人権問題を総合的にとらえたうえで計画的な人権施策を進めてきた。そして平成 28 年 3 月にこれらの改定を行い、今回から改定後の新たな指針及び実施計画に基づき、施策の進捗状況や事業の経過報告について審議を行ったところである。

平成 22 年度から 27 年度までの 5 年間は、改定前の指針のもと、様々な人権問題に対する着実な取り組みがなされ、研修・啓発活動の充実に伴う参加者の増加や、各種相談窓口の整備や支援体制の強化など、大きな進展が認められた。その一方で「事業への参加者の固定化・高齢化」「若年層における人権意識や関心の低下」といった課題に対しては、引き続き方策を検討・実施していく必要がある。

特に、青少年や若年層における人権教育のさらなる推進や人権意識の醸成は喫緊の課題であり、その解決のためには、子どもたちが幼少時から「学び」を積み上げ、人権尊重精神の「涵養」を図っていくことが極めて重要である。そして、そのような仕組みを構築するにあたっては、おとなが率先して差別に対する科学的認識に立ち、真に差別をなくしていく意思と実践力を持った市民の育成をめざし、学校・行政・地域及び関係機関・団体が連携していくことが不可欠であると考えます。

また、全ての市民が人権を身近なものとして考え、人権意識を高めていくためには、日常生活のなかに存在する人権問題や、人々の心のなかにある差別意識に「気づく」ことが大切であり、そのことが今後の事業や計画を進めていくうえでの大きなポイントであると考えます。そのためには、義務的・定例的な事業の実施だけではなく、社会情勢や市民のニーズ・関心などを的確につかみ、啓発や広報の手法などをしっかり研究し、実施方法を工夫していく必要がある。さらに、近年は情報化の進展に伴い、人と人とのコミュニケーションの不足、コミュニケーション能力の低下などが、他人の気持ちをくみ取り、相手を思いやる想像力の欠如につながり、差別や人権侵害の原因ともなっていることから、(情報機器に頼らない) コミュニケーションの重要性の啓発や、情操教育や道徳教育の強化といった方策についても、今後検討すべき課題であると思われる。

そして、近年における「人権問題の多様化」や、目前に迫った東京オリンピック・パラリンピックにしっかりと対応していくことも非常に重要である。わが国において従来からの課題とされてきた、部落差別や在日外国人差別、障がい者差別や女性差別などの人権問題に加え、最近ではインターネット上での人権侵害や性的マイノリティ(性同一性障害・同性愛者など)の人権問題、様々なハラスメントなどがクローズアップされ、また高齢者の人権や子どもの人権(虐待・自死・貧困など)への関心や認知度も高まるなど、社会情勢の変化に伴って人権問題を取り巻く現状も大きく変容している。社会や世界の情勢と、それによって生じる問題をしっかりと把握し、すみやかに適切な人権施策を講じていく必要がある。

昨年 12 月には、「部落差別解消推進法」が公布・施行された。この法律は、「部落差別が現存する」ことを明示したうえで、情報化の進展に伴う差別の変容を踏まえ、「人権の享有

を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」との認識のもとに、部落差別を解消することを目的に制定されたものである。

どのような人権問題においても、人権侵害という視点で見れば「偏見・排除・差別」という根本的な構造は同じである。わが国の人権教育は、同和教育を継承・拡張させてきた側面を持ち、「同和問題の解決に向けた取り組みを、人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていく」という広がりをもって実施されてきた。今後その広がりを日常生活につなげていくにあたり、部落差別解消推進法、人権教育啓発推進法、障害者差別解消法、男女共同参画社会基本法…といった人権に関する法律の持つ理念や趣旨に本市の基本指針・実施計画が叶い、一人一人の人権が尊重され、安心して自分らしく生きていくことのできる「人権尊重社会」の実現に向けた積極的な人権施策を展開されていくことを期待する。

平成 29 年 10 月  
大野城市人権政策審議会